

道央廃棄物処理組合職員の職務に専念する義務の特例に関する規則

(平成26年4月1日規則第9号)

道央廃棄物処理組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（平成26年道央廃棄物処理組合条例第8号）の規定に基づき、職員の職務に専念する義務の特例に関し必要な事項については、千歳市職員の職務に専念する義務の特例に関する規則（平成6年千歳市規則第60号）の規定を準用する。この場合において、同規則の規定中「市」及び「本市」とあるのは「道央廃棄物処理組合」と、「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。